

### ③道路標識・照明など

No.	相談内容	回答	関連するアドレス
1	道路標識にはどんな種類があるのですか？	道路標識は、大きく分けて案内標識・警戒標識・規制標識・指示標識の4つのタイプがあります。（このほかに、道路標識の内容を具体的に説明する補助標識があります。） 案内標識、警戒標識に関しては、各道路管理者へお問い合わせ下さい。 もしくは、道の相談室「TEL:092-672-5614」へお問合せ下さい。 規制標識、指示標識に関しては、警察相談窓口「#9110」へお問合せ下さい。	
2	案内標識で「福岡〇〇km」「北九州〇〇km」と表示されていますが、福岡や北九州市内のどの地点までの距離を指しているのですか？	案内標識は、道路利用者に目的地や通過地の方向及び距離を示し、道路上の位置を教え、あるいは利用者に必要な沿道の案内を行うために設置しています。案内標識の距離表示の方法は、標識の設置場所から案内している目的地の中心地点までを、道路に沿った距離で表示しています。目的地の中心地点とは、普通、市役所や町役場正面地点としていますが、それらが市街地からはずれた場所にある場合は、繁華街や駅などの代表的な地点を基準にしています。	
3	道路標識を設置するのは誰ですか？	道路標識は主として、国土交通省や都道府県、市町村など道路管理者が設置する案内標識や警戒標識等と、警察が主として設置する規制標識に区分されます。	
4	標識がわかりにくいので改善してほしい。	ご相談窓口 国土交通省の管理区間について TEL:092-672-5614 相談窓口にご相談ください。 国以外の管理区間について 福岡県 092-632-7143 鹿児島県 099-213-8113 佐賀県 0952-29-2511 福岡市 092-711-5193 長崎県 095-821-7312 北九州市 093-582-3895 熊本県 096-333-2503 熊本市 096-328-2486 大分県 097-537-7206 福岡県道路公社 092-641-0101 宮崎県 0985-29-3854 福岡北九州高速道路公社 092-631-3282 の相談窓口にご相談下さい。	
5	トンネル内の照明が消えていて暗くて見えない。毎日のように通行しているが、危険を感じて通行するのが怖い。	「道の相談室」TEL:092-672-5614 または「#9110」への相談窓口も活用ください。 当該道路を管理する道路管理者に連絡します。	